

平成 15 年 4 月 2 5 日
企画・評価部

J I C A 環境社会配慮ガイドライン第 7 回改定委員会
(平成 1 5 年 4 月 2 5 日 (金) 9 : 30 ~ 12 : 30 国際協力総合研修所)

1 . 現行環境配慮ガイドラインの評価と課題	1
2 . J I C A 環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっての 基 本 的 な 考 え 方	2
3 . 論点の協議 . 基本的事項 1 . 環境社会配慮の基本方針 (環境社会配慮の定義含む) 2 . ガイドラインの目的 3 . ガイドラインの適用範囲 4 . 計画アセスメント (戦略的環境アセスメント) 5 . 環境システムの適用	3
4 . 委員会提言起草グループの決定	
5 . 次回の改定委員会 (案) (1) 第 8 回改定委員会 (5 月 22 日 (木) 15 : 00 ~ 18 : 00、11A ~ F 会議室) (2) 第 9 回改定委員会 (5 月 23 日 (金) 10 : 00 ~ 13 : 00、11A ~ F 会議室)	
6 . その他	

以上

1．現行環境配慮ガイドラインの評価と課題

1．現行ガイドラインの用途

- (1) 開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料。
- (2) スクリーニングとスコーピングの結果を JICA 職員がチェックする際の参考資料。
- (3) 計画策定の初期段階の環境配慮の内容を外部発信。

2．現行ガイドラインの評価

- (1) 開発調査の実施にあたって、スクリーニングやスコーピングの調査手法を導入した。
- (2) 現行ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、無償資金協力や技術協力においても援用して使用している。

3．今後の課題

- (1) 環境社会配慮の実施主体は先方政府であり、JICA はそれを支援する立場にあることを明確にする必要がある。
- (2) 案件検討の段階で、判断に十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。
- (3) 環境社会配慮への支援を案件毎に判断しているが、統一的な基準とその範囲及び各段階における具体的な支援内容を明確にする必要がある。
- (4) 案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある。
- (5) 報告書を図書館で公開しているが、より積極的な情報公開を進める必要がある。
- (6) ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する体制を強化する必要がある。
- (7) 改定にあたっては、JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。

以上

２．ＪＩＣＡ環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっての基本的な考え方

JICA は、開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、もって開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないように、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要がある。

JICA は、その協力の実施・監督に際しては、開発途上国政府の責任で行われる環境社会配慮の内容を確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に提言を行う。協力事業が環境や地域社会に与える影響の程度や先方政府の実施体制に応じて、先方政府に対して適切な環境社会配慮を行うよう、JICA の協力事業の各段階において働きかけを行うとともに、先方政府が環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、環境対処能力の向上を支援する。

また、環境社会配慮の確認と支援に際しては、相手国側の制度等を踏まえた地域住民等の参加や情報公開が重要であることに留意し、関連する情報の適切な方法での公開、多様な利害関係者の参加の促進と対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の了解を取り付けた上で公開することを検討する。

JICA は環境社会配慮ガイドラインの改定にあたっては、上記の方針を反映し、かつ我が国の ODA 政策や JBIC、国際機関等のガイドラインとの整合性を図り、国際的な動向に留意する。

併せて、JICA の環境社会配慮の確認と支援を十分かつ効果的に達成し、改定後のガイドラインの遵守を確保するために、その組織体制のあり方と実施能力の充実についても検討する。

以上

3. 論点の協議

. 基本的事項（JICA としてのとりあえずの考え方）

1. 環境社会配慮の基本方針（環境社会配慮の定義含む）

開発途上国政府が行う環境社会配慮の努力を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の達成に貢献する。開発途上国において JICA の協力事業が環境と地域社会に及ぼす影響を回避または低減し、受け入れることが出来ないような影響をもたらすことがないように、開発途上国政府により適切な環境社会配慮がなされる必要がある。

環境社会配慮とは、自然のみならず非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境（以下、環境と略）に配慮することを言う（JBIC ガイドラインと同様）。「配慮」とは、事業の計画と実施にあたって、情報公開と利害関係者の参加を重視し、環境と地域社会に及ぼす影響について調査・予測し、実行可能な範囲でその影響を回避または低減するような対策を講ずることを言う。

環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。
JICA の協力事業において、環境社会配慮を行う主体は、開発途上国政府またはその実施機関である。JICA は、それを本ガイドラインに照らし環境社会配慮の内容を確認し、開発途上国政府またはその実施機関を支援する。

開発途上国が行う環境社会配慮の内容を確認し、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。

採択された事業について、内容と規模、立地環境の情報と関係する環境社会配慮の項目、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、開発途上国政府またはその実施機関の環境社会配慮の内容と体制（予算、組織、人員）及び情報公開や住民参加等の措置と実行状況について、プロジェクトサイクルの各段階で確認し、事業の性質や時間と費用の限界を考慮した上で、JICA の意思決定に反映させるとともに我が国政府に必要な提言を行う。また、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会

配慮を行うよう先方に働きかける。環境社会配慮が不十分と判断する場合は、JICA の協力事業の中止を我が国政府に提言することもあり得る。

住民参加と情報公開を先方機関に要請する。

環境社会配慮のための必要条件として、JICA が作成する報告書を含めて関連する情報を適切な方法で公開すること、多様な利害関係者の参加の促進と対話の重視を先方機関に要請する。同時に、JICA は、環境社会配慮に関連する重要な情報を、適切な時期に適切な方法で先方機関の了解を取り付けた上で公開する。

開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援する。

開発途上国政府が、環境社会配慮を行う上でその能力が不十分な場合、JICA は環境に係る組織や関係者の総合能力を高めるため、環境に関する技術の習得等を含めた人材育成を推進するとともに、制度構築及び機材整備などに対する協力を行う。

ガイドライン遵守確保のための体制を整備する。

ガイドラインの遵守を JICA 内でチェックするとともに、必要な段階で外部からのコメントを受け付け、必要な措置をとる。

2. ガイドラインの目的

- JICA の責任ある環境社会配慮の確認と支援の姿勢を示すもの。環境社会配慮の確認と支援の手続き、意思決定を行うにあたっての判断の基準、環境社会配慮の確認と支援を行うにあたって先方に求める要件を明らかにすることにより、開発途上国に対し環境社会配慮の適切な実施を促す。

3. ガイドラインの適用範囲

3.1 環境と社会の範囲（人権、ガバナンス、ジェンダーも検討項目に含める）

- JBIC ガイドラインで定められた範囲を参考に検討したい。大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移

転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）越境または地球規模の環境問題が JBIC ガイドラインに含まれているが、各項目の必要性を確認する必要がある。特に、水利利用、ジェンダー、こどもの権利、HIV/AIDS については、検証が必要と考えており JBIC 研究会の時の議論も紹介いただけると有り難い。実行可能で、時間や費用の限界も考慮した上で、重要な事項を範囲としたい。

- 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい（JBIC ガイドラインに準拠）。

3.2 スキームの取り扱い（統合した扱いとする）

- 開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、各々のガイドラインを作成することはせず、統一したものを作成する。各々の事業は、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類を行い、カテゴリ毎に必要な環境社会配慮への支援を行う。

3.3 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性

- 紛争国・紛争地域や軍事政権下の国での案件採択の判断は、我が国政府の権限であるが、環境社会配慮が必要となる案件の場合、住民参加や情報公開等の配慮の前提条件を確認することが重要である。環境と地域社会に重大な影響が予想される事業について、こうした前提条件の確保が十分になされない場合は、採択を見送るように提言することもあり得る。

4．計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）

- 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（マスタープラン等）や事業を決定するものではないが事業の内容を拘束する計画（国の施策の策定、土地利用基本計画、公共事業５カ年計画、エネルギー供給目標等）の作成においては、早い段階からより広範な環境配慮を行うことが出来る仕組みとして計画アセスメント（戦略的環境アセスメント）の活用の可能性について十分議論したい。

5．環境管理システムの適用

- ISO（国際標準化機構）14001 規格で言う「環境マネジメントシステム」は、経営層による環境方針の策定、計画、実施及び運用、点検及び是正処置、経営層による見直しのシステム（Plan, Do, Check, Action）を確立し、環境配慮の継続的改善を続けることと理解。ブラジル、中国、インド、マレーシアなどでは、ISO14001 の認証取得が進んでいると承知しているが、開発途上国政府やその実施機関の動きは承知しておらず、今後 ISO14001 認証の動向を把握する必要があるが、実際の ISO の適用については JICA からの働きかけとともに開発途上国自身の経営トップの判断と取り組みが第一義的に重要であると判断する。
- 開発途上国政府の環境対処能力の向上を支援することは、基本方針の述べたとおりである。事業者の自主的環境保全努力を促進し向上させることを目的に、JICA の協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階では活動にモニタリングや環境保全対策を先方が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことを検討したい。

以上

【参考】

プロジェクトサイクルと開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトの関係

プロジェクトサイクル	開発調査	無償資金協力	技術協力プロジェクト
<u>発掘</u> (Identification) プロジェクトを発掘	外務省が担当 (JICA は外務省を支援)	外務省が担当 (JICA は外務省を支援)	外務省が担当 (JICA は外務省を支援)
<u>準備</u> (Preparation) 経済・技術・制度・財政面の調査、環境影響調査	JICA が担当	JICA が担当	JICA が担当
<u>審査</u> (Appraisal) プロジェクトを経済・技術・制度・財政・環境面で評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
<u>交渉</u> (Negotiations) 援助受け入れ国による最終検討、期間や条件の合意	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
<u>承認</u> (Approval) プロジェクト承認、合意文書への署名	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当
<u>実施・監督</u> (Implementation and Supervision) 貸付開始、プロジェクトの実施、援助機関による監督	資金協力機関が担当	外務省が担当 (JICA は実施促進を担当)	JICA が担当
<u>評価</u> (Ex-Post Evaluation) プロジェクトの完了と評価	資金協力機関が担当	外務省が担当	JICA が担当

